

新潟市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第39号

新潟市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

新潟市介護保険法施行細則（平成12年新潟市規則第44号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第19号中「夜間対応型訪問介護」を「夜間対応型訪問介護，地域密着型通所介護」に改める。

別記様式第27号の3を次のように改める。

同意書

(宛先) 新潟市長

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況並びに保有する預貯金及び有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、新潟市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

<本人>

住所	
氏名	印

<代筆者>

氏名

(代筆の場合は、代筆者氏名もご記入ください。)

<配偶者>

住所	
氏名	印

<代筆者>

氏名

(代筆の場合は、代筆者氏名もご記入ください。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第19号及び別記様式第27号の3による用紙については，当分の間，これを取り繕って使用することができる。